### 琉球大学学術リポジトリ

#### 久高島の〈名付け〉考

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2009-05-08
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 赤嶺, 政信, Akamine, Masanobu
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9969

# 久高島の<名付け>考<br/>

### はじめに

赤

嶺

政

信

は、拙稿 る八月の、 け>儀礼の内容の検討を行い、その儀礼的意味について明らかにすることにある。はじめに、名付け儀礼が行われ われる年であるが、その同じ年の八月に、男性が主体となるナーリキ(名付け)と呼ばれる儀礼が行われてきた (但し、イザイホウと同様に、一九七八年の午年を最後にナーリキも行われていない)。本稿の目的は、この<名付 一二年に一度の午年は、 「赤嶺 例年における一連の行事の概要からみていきたい。なお、久高島の祭場および祭祀組織の詳細について | 一九八三、一九九三]| を参照願うことにして、本稿では行論上必要な限りにおいて触れることに 久高島 (沖縄県南城市)で女性たちの村落祭祀組織への加入儀礼であるイザイホウが行

## 一 八月行事の概要

する。

**久高島では、** 旧暦八月九日から一五日にかけて以下のような一連の行事が行われる。 以下の記述は、 比嘉康雄の

報告[比嘉 一九九三 ⑸ 二三九~二七四]と筆者の調査資料に依拠したものである。

ウプグイと呼ばれる外間拝殿の一番座には、アカヤミョーブと呼ばれる赤い天幕が張られる。 神役のソールイガナシが両ノロの家を訪問し、ノロから神酒その他の接待を受ける。この日から一五日までの期間 九日:①ンチャメーヌフェーと称し、夕方五時頃、ノロ(外間ノロと久高ノロ)をはじめとした女性たちが外間 (拝殿とその前庭からなる祭場) に参集してからフボー御嶽に参詣する。②子の刻拝みと称し、漁労に関わる男性

が始まる前ころに、 らなる祭場)において、ソールイガナシが集めた神酒を神饌として、村人の健康祈願がなされる。③夕マティ終ア まで続く。②朝(朝マティ)と夕方(タマティ)の二回、外間とウドゥンミャー(御殿庭、神アサギとその前庭か 一〇日:①ンナグナーと呼ばれる一五歳の少年二人を引き連れたソールイガナシが各家を訪問し、馳走の接待を 御殿庭において、女性たちによるビンヌースンヌと呼ばれる円舞が行われる。④スバサシと称し、タマティ 家族の人数に応じたタルマミキと呼ばれる神酒を集める。ソールイガナシによる各戸回りは、 女性たちによって茅数本に桑の葉を束ねたものが各家の軒先などに挿される 一二日の午後

ものであることについては、別稿 [赤嶺 二〇〇四] で論じた。 かつて国王が久髙島に行幸したときに、御嶽から戻ってくる国王一行を村境で迎える儀礼を下敷きにして成立した において村人全員参加による盛大な宴会が催される。なお、 嶽から集落に戻ってくる女性たちを男たちが村境で迎える。②外間と御殿庭でタマティが行われ、終了後に御殿庭 一一日:その日をヨーカビーという。①午前中、女性たちによる御嶽への参拝が行われ、神酒が供えられる。御 御嶽から戻ってくる女性たちを村境で迎える儀礼は、

テーラーガーミの中核をなすのは、ウプスーたちによるユランマの浜から御殿庭に向けての歌謡を伴う道行きの儀 一二日:ウプスー組とも呼ばれる五〇~七〇歳の長老たちが主役となるテーラーガーミ(太陽神)

その四年後の一六七七年に取り壊されたことが『球陽』によって確認でき、現在祭場となっている御殿庭は、 に、ユランマの浜に到着した国王が、王府の公邸である「御殿」(この御殿は、国王の一七七三の行幸廃止に伴い、 獲れた魚は、夕方、ユランマの浜において長老たちに供される。なお、テーラーガーミは、国王の久高島行幸の際 礼である。また、ウプスーたちの道行きの儀礼に先立って一六~四九歳までの男たちによる追い込み漁が行なわれ、

「御殿の庭」の意である)に移動する時の道行きの儀礼を下敷きにして成立したものであることについては、

[赤嶺 二〇〇四]で論じた。

外間に持ち寄られ、翌日、その米で神酒が作られる。 一三日:ハカイメーと称し、家族のショーニン(正人)(一六~七○歳までの男性)の数に応じた米が各家から

四日:各家の正人の数に応じたお金、餅米、泡盛が外間において徴収される。翌日、集められた餅米で餅を作

る。

じた数の餅を持ち帰る。 五日:月の出に合わせて餅や神酒などを神饌とした祈願が外間で行われ、祈願終了後に各家は、正人の数に応

## 二 名付けの儀礼過程

マティの日と重なる。比嘉康雄によると、マティの終了後に名付けの儀礼が行われるというが[比嘉 午年の名付けは、イザイホウ(一一月)に先立って八月一〇日に行われる儀礼で、挙行される期日が例年の八月 一九九三

四一一]、後述する鳥越憲三郎の記述ではマティとの関係は不明である。

(巳・午・未年生まれの二六・二五・二四歳)、チクドゥヌ 歳)、マクラカー(亥・子・丑年生まれの二〇・一九・一八歳)、ウンサク(寅・卯 名付け儀礼の脈絡において、 **入高島の一五歳から二六歳まで年齢層の青年たちは、** (ツクドノとも。 申 酉 戌年生まれの二三・二二・二 年齢の上の方からウヤウムイ ・辰年生まれの一七・一六・

郎の記述 五歳) 祭場は外間と御殿庭の二箇所で、 の四つの階梯に分けられる。以下において、 [鳥越 一九六五 四〇一~四一三〕を主として参照しつつ、 外間で行われるのとほぼ同じ内容の儀礼が御殿庭でも繰り返される。 昭和一七年の午年の名付け儀礼を参与観察している鳥越憲三 儀礼過程の概略を見ていくことにする 外間の 庭

では、

図1に示すように、タムトゥ座に座すノロやタ

する。 とも呼ばれ、祭場の設営や供物の徴収など村落祭祀に 自分の姓を名乗るという [鳥越 かって名付けを受ける男性のヤーンナー ムトゥたちに相対するかたちで主役の青年たちが位 比嘉康雄によると、青年たちが村頭 鳥越によると、 「家号」とする)を唱え、 男性神役の根人が それに続けて本人が 一九六五 ノロたちに向 (家の名、 (ハッシャ 四〇四] 以

告するという [比嘉

九九三 (a)

それを復唱してタムトゥ座に立つ根人に告げ、

根 村

口たちに向かって合掌しながら、

関わる雑役係)

に向かって家号と姓を名乗り、

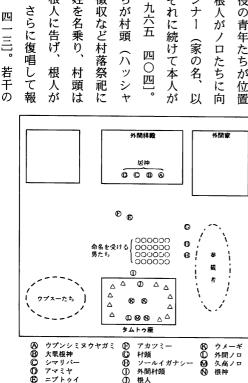


図 1 名付けにおける外間祭場での神職等配図 (比嘉[1993(a)410頁の図を-

している。名付けの順序は年長順で、該当者が次々と同じ行為を繰り返す。 相異が認められるが、家号と姓を名乗ることが儀礼の名称となっている「名付け」の内容であるとする点では共通

と玉城政美がそれをひらがな表記して共通語訳を付けたものを以下にあげる[外間・玉城 一九八〇 五九二~五 (ティルル)が当人たちによって歌われる。鳥越憲三郎が採録してローマ字で表記したテキストを基に、外間守善 名付けが終了すると、ウヤウムイ、チクドゥヌ、マクラカー、ウンサクの順に、それぞれの階梯に係わる神歌

<ウヤウムイのティルル>

- 1 ぎじみもー ホーイ ホー (ぎじみもー ホーイ ホー)
- むてぃむてぃぬとぅんてぃ いしきらー (持て持ての殿内 いし清ら)
- てらかみて みばぶりみそーり(テラ<聖域>を戴いて見守り下さい)

<ツクドノのティルル>

3

ホーイ ホ (ホーイ ホ) 1 ていくどうなーや やていぎさーぎ (筑登之はやていぎさーぎ)

さとっぬしや
むてぃなしぬちゅらさやー
(里之子はもてなしの美しいことよ)

<マクラカのティルル>

- まくらかーや まみてぃぐい ホーイ ホ(まくらかーは真神酒乞い ホーイ ホ
- 2 しらびたーや あだにむてぃあしば ちゅらさや(しらび達はあだにを持って遊ぼう美しいことよ)

## <ウンサクのティルル>

- あきすらーえ うんさくやー ちゅらさやー (あきすらえ御神酒は美しいことよ)
- 2 しまぬうや うがみばる ちゅらさやー (島の親を拝んだらこそ美しいことよ)
- 3 しまるんぬ てぃりるまりん (島るんのティルルまでも)
- 4 くにらんぬ てぃりるまりん (国らんのティルルまでも)
- 5 あんどうあいびーる ちゅらさやー (そうあります 美しいことよ)

運ぶ時の道歌、神酒を捧げる時の歌、帰る時の道歌がある。神酒を捧げる時の歌については、ノロや根神に対する この後、青年たちが年少のウンサクから順に、参列している神役や古老たちに神酒を捧げる。青年たちが神酒を

謡うという [鳥越 一九六五 四〇八~四〇九]。明らかに誤記と判断できるものは訂正した。 それぞれ内容が異なる。さらに、男性古老への神酒捧げに限り、古老によって若者を讃える歌が謡われる。 さらに、この神酒捧げが済むと、ウプスー組の長老たちが根人の先唱したものを復唱する形式で、以下の歌謡を

場合、タムトゥ(六○~七○歳までの女性長老)に対する場合、根人と男性古老(ウプスー組)に対する場合で、

- 1 八月ノハジマイ、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ
- 2 八月ノスバサシ、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ
- 3 アムトカラ、アサンハリ、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ

タトマンノワカグラ、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ

- 5 シマカニテ、ミソーリヨ、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ
- テガバカイ、ミソーリヨ、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ

6

4

- 7 ウフバマニ、ムチウルテ、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ
- 8 ヤマトカラ、クラユル、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ

喚起したい [赤嶺 二〇〇四 一八六〜一八七]。鳥越は、この歌謡の記述の直前に、ウプスーたちによって唱和 この歌謡が、例年のテーラーガーミのウプスーたちの道行きの際に謡われる歌と同一のものであることに注意を ヤマトサウルカラ、クラユル、エイ テラガミ、スルテマブラ、エイ

謡う歌の歌詞と同一のものである [赤嶺 二〇〇四 一九一~一九二]。

ウガマ コイナ」という歌詞を記しているが、この歌詞も、テーラーガーミの時に御殿庭においてウプスーたちが

されるという「コウイナン サビタン コイナン ウサギテウガマ ウリコイナン サビタン コイナ ウサギテ

たちによる御嶽参詣と、御嶽から戻る女性たちを村境で迎える儀礼が行われている。 名付け儀礼の翌日にあたる八月一一日はヨーカビーの日であるが、鳥越の記述を参照すると、例年の通りに女性

者が当たる」[鳥越 受ける。(略)この分配には、当然のことながら当の青年達はあずかり得ない。また魚の料理は最年少の一五歳の にあずかる者は男子に限り、古老から子供に至るまで各自皿を持って浜辺に集まり、砂の上に腰を下ろして分配を 神への供物として、根所およびノロ殿内へ持って行き、その残り全部が浜辺で刺身とされて分配される。この分配 ミは行われていない。ただし、名付けを終えた青年たちによる追い込み漁が行われ、「この時に獲れた魚の一部は 八月行事三日目の一二日は、例年だとテーラーガーミの行われる日であるが、鳥越の記述によると、テーラーガー 一九六五 四一〇] というから、例年のテーラーガーミの後半部分は行なわれていることが

わかる。

この神事に先立つ旧八月に男の成年式が行なわれ、この神事は『八月のお祭』とも『男の祭』とも称され、両神事 に際してのみ俗名に代わってこの神名を使用する」[鳥越 一九六五 二七〇~二七一]。 それはこの改名が秘密裡に行なわれ、神事の表面に表われなかったがためである。この神事に合格した者は根神か おいても改名の行事が見られることである。この女子の改名については前述の神事の紹介の中には触れていないが、 は並称されていると共に、密接な関連をもっているのである。(略)さらに注意すべきことは、この『女の祭』に 名付け儀礼は、同じ年に行われる女性たちのイザイホウと対になっていることを以下のように述べている。「イザ いる名前も、当然それと共に新しい実体に即した名前に改められなければならない」という一般論的見地にもとづ イホウの神事が『女の祭』とも称されることについては前に述べたが、この神事と同様に一三年目の午年に一回、 鳥越憲三郎は、「年齢的・生理的かつ社会的に異なるものへの転換が行われる時、人間の本質として考えられて 名付け儀礼は成年式における「改名の儀礼」であると捉えている [鳥越 一九六五 四〇二]。また鳥越は、 (聖名)を附与される。これは『某神』という名称で、この神名は一般人に対しては厳に秘密にされ、 祭祀

らだというが、この鳥越説には、いくつかの難点が感じられる。 乗っていないのは、近代になって戸籍制度が布かれ、出産時に付けられた名前がすでに戸籍簿に登録されているか イザイホウについては措いておくとして、名付けに関して言えば、実際の儀礼場面で改名されたはずの名前を名

に、なぜ久高島だけにその残滓が残っていると判断できるのか、という疑問がある。士族階層にしても、ワラビ名 まず、成年式のときに改名する習俗は、管見の限り士族社会を別にすれば沖縄の他のどの地域でも見られないの

はない とは別に二文字の漢字からなる成人名(名乗り)を持つのは薩摩侵入以後の近世に入ってからで、古琉球の時代に 口が少ないために一二年に一度にまとめられたとするが、かつては毎年行われていたという証拠がない限り説得力 は成人名はなかったとされる[田名 成年式であれば毎年行われるべきであるにも拘わらず、一二年に一度の行事であるという点に関しては、人 一九九八 五九~六五〕のを参照すると、鳥越説はなおさら説得力がない。

されることなった経緯に関しても、 礼以外では何ら機能を果たしていないことを想起すべきである。さらに、鳥越も認めているように、戸籍制度がで きて以降も、戸籍名とは別にワラビ名を付ける習俗は近年まであったわけで、名付け儀礼の際の成人名だけが省略 女性たちの祭祀組織における階梯とは異なり、実生活はおろか、 四つの階梯があることの意味も鳥越説ではまったく説明がつかない。ウンサクからウヤウムイまでの四階梯は、 鳥越説は腑に落ちない。 **久高島のいかなる祭祀の場面においても名付け儀** 

は島人の間では周知のことであるのに、 を確認することによって、名付け儀礼の儀礼的意味を明らかにする足がかりにしたいと思う。 次章において、久高島の男たちがウミンチュ(海運や漁業に従事する者)として国家体制に深く関わっていた情況 の名付けの儀礼が久髙島の島内部で閉じたものではなく、島外部とつながりがあった可能性が想定できる。そこで、 えるが、名付け儀礼の「名」が成人名でないとすれば、いかなる「名」であろうか。実際の儀礼場面では、 :「〈前外間〉(家号)の外間(姓)デービル(でございます)」という具合に、家号と姓が名乗られる。家号と姓 以上のことより、成年式における改名儀礼とする鳥越説とは異なる、 何故それを名乗る必要があるのだろうか。この点に着目するだけでも、 別の視点からアプローチが必要であると考

# 四 久高ウミンチュと国家体制

るシステムがあったことが背景にある。なお、女子が生まれたら聞得大君のご奉公をさせようという歌詞は、 せようという歌詞は、 国王へのご奉公、女子が生まれたら聞得大君へのご奉公をさせよう、というのである。男子は国王へのご奉公をさ イホウの祭事と深い関わりがあることについては、別稿[赤嶺 目したい。イキガミグァ ナサバ(男の子が生まれたら)/シュンジャナシ メデイ(首里加那志=国王のご奉公) /イナグミグァ ナサバ(女の子が生まれたら)/チミヌ メデイ(君=聞得大君のご奉公)。男子が生まれたら まず、久髙島の結婚式の宴で「かぎやで風」(宴開きの祝い歌)の音曲にのせて歌われたという以下の歌詞に指 以下で見るように、琉球王国時代の久高島の男たちがウミンチュとして国家体制に深く関わ 一九九八]で論じたので参照願いたい

して働いていたことに関連して語られている。某家の石垣囲いが立派であるのは祖先が唐船の船頭を勤めて富を築 球と薩摩を往来した船のことであり、かつて島の男たちが王府のトーシン・ヘージンに乗り、 たためである、某家には唐から持ち帰った観音像があった、といった類の伝承である。 **久髙島に、トーシン・ヘージン(唐船・楷船)という言葉がある。唐船は琉球と中国とを往来した船、** 船頭あるいは水夫と 楷船は琉

戌の誤記〕より免除相成候(略)」とある[小島 島の儀地面狭悪の所にて、耕作の働き不罷成百姓及困難候上、楷船馬艦船佐事加子相勤候に付、嘉慶一九戌年[甲 の間の明治一五年五月一日付けの往復文書の一部で、「知念間切久高島は夫役銭免除云々、御尋問の趣き了承、右 指摘する『琉球産業制度資料』第八巻「租税制度の三」の中のつぎの史料に指目したい。沖縄県の租税課と顧問と 久高島の男たちが王府の公用船で働いていたことは、史料によっても具体的に確認できる。まずは、 一九七九 七]。 久髙島の男たちが楷船や馬艦船に「佐事加子」 小島瓔禮が

以降、海上での久髙島人の活躍が王府の史料に頻出するようになる[小島 一九七九 七~八]。『球陽』尚灝二六 ていることを示す史料である。夫役銭免除の措置に関連しているのであろうか、小島も指摘するように、この時期 として乗り組み王府のために勤めていることを理由の一つとして、嘉慶一九(一八四一)年から夫役銭が免除になっ

(一八二九) 年の条に見える以下の記事は、その一例である。

食需望を失う。仍りて復上届亥二月、 本国、上届申年以来、飢荒荐りに臻る。上届戌九月、米穀を運ばんとし、飛舟を琉館に遣はす。該舟返棹緩遅し、 知念郡外間村の内間筑登之親雲上・久高村の西銘筑登之等八名を飛遣す。

該内間等、米穀を載運して全く回り来るを得たり。是れに由りて外間を賞して中布二端を賜ひ、西銘等八名を賞 して爵位を賜ひ、以て其の功を表す。[球陽研究会 一九七四 四九七]

も登場する [知念村史編集委員会編 一九八三 四五四~四六一]。 ら一八六五年までの間に、久髙島の男たちが「飛船」の「水梢」などをして活躍していることを示す記事が一七件 功績に対して、王府が褒美や爵位を与えたという記事である。『球陽』には、この記事を嚆矢として一八二九年か **外高島出身の内間筑登之親雲上と西銘筑登之ら八名が王府の命によって薩摩から「飛舟」で米穀を無事に運んだ** 

また、道光二七(一八四七)年の評定所の「案書」には、次の記事が見える。

久高島人共礒御茶屋前二而洲入魚取方・泳勝負等被仰付、

少将様被遊

少将とは薩摩藩主の島津斉彬のことであり、薩摩藩主の命により久高ウミンチュたちが「洲入魚取方・泳勝負」 御内ゝ拝領物被仰付候段、 問合之返事。[琉球王国評定所文書編集委員会編 一九八九

を披露したことに対して、薩摩藩主が「拝領物」を与えたことを示す史料である。同様のことは、『球陽』附巻尚

— 123 —

一六(一八六三)年の条のつぎの記事によっても確認できる。

此の年、太守命じて曰く、朕、属内の浦人をして精しく水術を学び、 民五六名を撥して、水術を教訓せしむべし等因。遵ひて即ち四名を遣撥す。 [球陽研究会 一九七四 海産を探求せしめんと欲す。 宜しく久高人

していたことになる。 位が与えられている[球陽研究会 いることがわかる。この四名は翌年帰国し、交替要員として同じく久髙島民五名が派遣され、 薩摩からの要請によって、薩摩の漁民に「水術」や「海産の探究」を指導するために四名の久高人が派遣されて に対する高い評価が広く知れ渡っていたことになり、久高ウミンチュはそのすぐれた水術をもって王府に貢献 一九七四 七三六]。薩摩藩主から直接指名を受けるほどに、 帰国した四名には爵 **久高島民の「水** 

「知念郡船」とあるのも、同じく久高島の人間が関わっている可能性が高い。船主も船頭も久高島の人間である例 八七六年までの間に、 『中山世譜』その他の史料には、 また船主は別にいて船頭が久髙島の人間である例も見られる [知念村史編集委員会 一九八三 四六一~四六 中国沿岸への漂着記事が九件(その内、知念郡船二件)、年貢運搬関係も同じく九件もある。 「久高船」(あるいは「知念郡船」)に関する記事があって、一八一四年から一

う。 としての久高島の男たちの活躍は、王府の史料に登場する時期よりさらに以前にまで遡るものと想定すべきであろ 史料に欠けるが、航海や漁撈といった特殊な技術が短期間で修得されるものではないことを考えれば、ウミンチュ 先述の通りに、 **) 人高船に関する記事は一八一四年以降に頻出し、それ以前の情況については具体的に確認できる** 

その点に関連して、小川徹が指摘するところの、明治一四年に沖縄県の租税課から島尻郡役所長宛の通達のなか

— 124 —

に見えるつぎの文面に指目したい。

**頁租免除相成居候分、** 御所轄内知念間切久高村百姓地之儀、 既二廃藩ノ砌自然ト廃シノ姿ニ有之、置県後ハ高戻可相立筋ニ付(略)[小川 一九八五 旧藩政中、 唐船並御国渡、舸子相勤候ニ付、数百年ノ已前ヨリ該地ニ係ル

-

としての貢租免除は でいう嘉慶一九年から始まったものではなく、少なくても久高側には、公用船での水主としての勤めとその見返り 九八五 二]。 小川は、この文面からして、久髙島の貢租免除は、先に引用した『琉球産業制度資料』第八巻「租税制度の三」 「数百年ノ已前」からの歴史があったという認識が存在していたことを指摘している[小川

## 五 名付け儀礼の意味

すべき見解を述べているが、残念ながらその根拠についての説明が見られない。 湧上元雄は、名付け儀礼について「その三歳刻みのウンサク、マクラカー、チクドゥン、ウヤウムイの年齢階梯 多分に唐船の船子の乗組に対応関係があったものと思われる。」[湧上 二〇〇〇 一〇七] という極めて注目

三三~三四]。①の漁撈集団の実体が不明なのが気になる点は措いておくとして、②に関しては、筆者も大筋とし 時に漁撈集団にも正式に加入する儀礼だが、かつては、②航海術をもって国王に仕えることをも意図した儀礼だっ たと考えられるとし、三歳刻みの階梯は王府の男性官人組織の三分制と関連があると見ている[畠山 畠山篤は、名付け儀礼について、①一五歳から二六歳までの青年が大人の男性年齢階梯社会に正式に加入し、同 100011

の見解を踏まえたうえで筆者なりに論を展開したい。 の集団は四つではなく三つである場合の方がより適合すると思われるが、いかがであろうか。以下で、湧上と畠山 ありうること」[畠山 二〇〇三 三四] と述べているが、年齢階梯集団が三分制と関係しているとすれば、そ ように思われる。畠山は「船上の仕事を分担するにあたって三年刻みに年齢階梯集団を四つ組織することは大いに ては同意したい。 ただし、三分制との関連については、その可能性は否定できないものの、不明とすべき点もある

成年式にはいかにもふさわしくない装束であり、軽装であることに着目すると船上で働くウミンチュの装束につな 身は白地のステテコ、上半身は白地の肌着で、頭に前結びの鉢巻をし、草履履きである男たちの姿が関心を引く。 がる可能性を想定したい。 四〇四]、詳細は不明である。一九七八年の名付け儀礼の写真 [比嘉・谷川 一九七九 一〇五] を見ると、下半 まず、男たちの服装に注意を向けたい。鳥越は「白装束で、頭に白の鉢巻」と述べているが [鳥越 一九六五

り、この歌が毎年八月に行われるテーラーガーミに謡われる歌謡と同一のものである事実にこそ注目すべきであろ 「古老の祝言」とのみ記して歌謡の解釈を行なっていないが [鳥越 一九六五 つぎに、若者による長老への献酒の後で、長老たちによって謡われる歌謡 (前掲) に目も向けてみよう。 四〇八]、先にも注意を喚起した通 鳥越は

う。

の中の八月行事の記述から八月行事を現地で観察していることを知ることができる。鳥越[一九六五]の「序」 て沖縄に移住していることを参照すると、八月行事の観察は昭和一四年であったと判断される。その鳥越が、 鳥越は、 昭和一四年の夏に初来沖し、その年の暮れに再来沖、そしてイザイホウのある昭和一七年に家族を伴っ 昭和一六(一九四一)年の『民族学研究』に「古代琉球村落に於ける巫女組織」を発表しているが、そ 昭和

で省略されたものと思われる。 言及がないのは、彼らが観察した一九七八年の午年の名付け儀礼では謡われていなかったためで、戦後のある段階 詞を採録する余裕がなかったためであろうか。一方、比嘉康雄や畠山篤の名付け儀礼に関する論考でこの歌謡への 言及していないのは不可解であるが、昭和一四年は沖縄(久高島)での初めての調査で不慣れであったために、歌 七年の名付け儀礼で謡われた歌と、昭和一四年のテーラーガーミで謡われたであろう歌が同一内容であることに

ガーミの歌が謡われているという事実は、名付け儀礼も国家体制と何らかの関連があったことを示唆するものと理 基盤にして成立したというのが筆者の見解である。従って、名付け儀礼においても、国王の歓迎に関わるテーラー テーラーガーミは、 別稿[赤嶺 二〇〇四]で検討したように、国王が久高島に来島した際の国王歓迎の儀礼を

登之」に該当するという点で、これまでの研究者の間に異存は見られない。 いずれであったとしてもとくに問題にはならない。チクドゥンについては、王国時代の位階名称の一つである「筑 もろさうし』にも見えるという「まころこ」と解釈しているが[小島 ウンサクは女性の年齢階梯にも見られ、ウンサク(神酒)を接待する役目ということで問題ないだろう。マクラカー つぎに、ウンサク、マクラカー、チクドゥン、ウヤウムイという四つの年齢階梯の名称に注意を向けてみよう。 比嘉康雄が「真の久高人」[比嘉 一九九三(a) 四一一]、小島瓔禮が「立派な成人男子」を意味する、『お 一九九二 二三]、本稿の議論では、その

名である「親雲上」(ペーちん)の古形とされる「大やくもい(おやくもい)」[高良 一九八七 一三三~一三四] | 方、ウヤウムイについては、鳥越憲三郎と比嘉康雄および畠山篤は「親思い」と解釈している 四〇五、比嘉 一九九三(a) 四一一、畠山 二〇〇三 二六~二七]。しかし筆者は、筑登之と同じく位階 [鳥越 一九六

そのことが、この儀礼の本質を理解するための重要な論点の一つになると考えている ては同意しかねる。筆者は、久高島の名付け儀礼に王府の位階名が援用されているとする立場に立つものであり、 たちの階層呼称を、王府が位階制度に採用していたのであろう」[小島 一九九二 二三] と述べている点につい も参考になる。小島瓔禮もウヤウムイを「親雲上」と解釈しているが、ただし、続いて「村の年齢階層制による男 ある点もこの推測を支持するし、チクドゥンが歌う歌謡に登場するサトゥヌシ(里之子)も位階名の一つである点 が、何らかの理由でウヤウムイに転訛したと考える方が理に適うと判断している。親雲上が筑登之の上位の位階で

先に述べた通り、久高島の男たちが王府の公用船の船頭や水主として勤めたことは史料によって確認できるし、

そのことは「男子が生まれたら、国王様のご奉公をさせよう」と謡われる結婚式の歌によっても記憶されてきた。 一二年に一度行われる名付け儀礼は、以上述べてきたことからして、元来は久髙島の男たちがウミンチュとして国

家号と姓の名乗りによって「名付け」が行われることに対する疑問も氷解することになる。

仰の存在「赤嶺 それは母親だと考えられる」としているが [畠山 二〇〇三 二七]、久高島の民俗に顕著に認められオナリ神信 ちを見守る(守護する)者は、誰だろうか」という問いを立て、「この神歌の名称が『親ウムイ』であることから、 という歌謡名にも拘わらず、ウヤウムイという言葉が歌に登場しないのは不可解であり、このこともウヤウムイが 「親思い」ではなく、位階名であることに関わる可能性がある。畠山は、「テラ(聖域)を戴いて(拝んで)青年た この仮定の上に立って、<ウヤウムイのティルル>の歌詞について検討してみよう。<ウヤウムイのティルル> 二〇〇二]を考慮すれば、 畠山のこの見解に同意することは難しい。

畠山と鳥越は、2節に登場する「いしきらー」を「石清ら」とし、両者ともに子どもの名付け儀礼で子どもを抱

家に仕えるという社会的コンテキストの中で意味をもつ行事であったものと仮定したい。その仮定の上に立てば、

ラは「聖域」ではなく国王の象徴としての「太陽」である可能性を想定したい。 は注意を引く。名付け儀礼とテーラーガーミ(太陽神)行事との間に見られる密接な関連を考慮すると、 場面の兄弟との対面式で謡われる歌にも登場する、姉妹にとっての兄弟を意味する「イシキャー」(オモロ語 いて矢を射る女性が腰かける石だと解釈するが、その根拠は不明と言わざるを得ない。筆者は、イザイホウの最終 「テラ<聖域>を戴いて見守り下さい」と訳していたが、鳥越が「日神を拝んでお護り下さい」と解釈している点 「いしゑけり」)である可能性を想定したい。また、3節の「てらかみて」みばぶりみそーり」を、 外間・玉城は

言上、 例のことである であるのが一般的であり、『琉球国由来記』が記すところの、久髙島で「位昇進之言上」が行われたというのは異 述べることに限定して使用されるという[豊見山 豊見山和行によると、琉球史に登場する「言上」という用語は、国王の裁可を仰ぐために国王へ言葉でもって申し は何のことであろうか。日本語の「言上」には、「貴人に話すこと」「目上の人に述べること」などの意味があるが つぎに、『琉球国由来記』巻一に、国王が二月のミシキヨマのために久高島へ行幸した際に、 有之也」 [外間・波照間編 一九九七 二九] という記述があることに注意を向けたい。 一九九六 八七]。それ故に、「言上」が行われる場所は首里城 「位昇進之言上」と 「於間切、 位昇進之

らかのつながりを有していた可能性が想定できよう。一八二九年から一八六五年までの間に久高島の男たちが「飛 名が登場することに着目すれば、国王の行幸に伴って行われた「位昇進之言上」と、今日の名付け儀礼がかつて何 たはずである。それを踏まえたうえで、名付け儀礼に国王の歓迎と関わる歌謡が謡われ、また王国時代の位階(位) 『由来来』には記されていないが、久高島で行われていることからして、「位昇進」の対象は久高島の男たちであっ 二月のミシキヨマ祭祀のさいに行われた国王による「位昇進之言上」の具体的な内容については、

船の 「水梢」などをして活躍していることを示す『球陽』の記事の存在については先に触れたが、それらの活躍

はすべて「爵位」を賜る対象になっていたこともこの文脈で想起したい。

### 結び

**外高島における家号や姓をめぐる歴史的情況とどのように関わってくるのか、といった問題などが思い浮かぶ。** 誰かという問題であり、また、現在の名付けは家号と姓の名乗りによって行われているが、そのことが沖縄および 事実である。最大の問題と思われるのは、ナーリキ(名付け)という儀礼の名称に関わるもので、名付ける主体は したとしても、名付け儀礼の歌詞の解釈や儀礼の細部の意味をめぐっては、依然として不明な点が多く残ることも ではなく、かつては国家体制とつながりのある祭祀であったというのが筆者の見解である。但し、そのように仮定 ウや例年のテーラーガーミおよびヨーカビの日の儀礼などと同じように、久高島だけに閉じられたローカルな祭祀 以上述べてきたように、一二年に一度の午年にイザイホウと共に行われてきた男たちの名付け儀礼も、イザイホ

ガーミを組み込むことを可能ならしめているのは、この二つの儀礼がいずれも男性主体の行事であることに加えて、 元来は両者とも国家体制と関係する祭祀であったという共通性によるものと考えたい。 ラーガーミがなく、テーラーガーミの歌の歌唱が名付け儀礼の一部に組み込まれているが、名付け儀礼がテーラー ある。鳥越憲三郎の観察によれば、昭和一七(一九四二)年の午年には、ウプスーたちの道行きの儀礼としてのテー

一二年に一度行われる名付け儀礼と、毎年行われるテーラーガーミとの関係についても改めて考えてみる必要が

さらに、テーラーガーミは来島した国王の歓迎が、ヨーカビーの日の行事は離島を控えての、御嶽から村に戻る

ることになる。 月一一日には、離島を控えての、御嶽から戻ってくる国王一行を村境で迎える儀礼が下敷きとなった祭祀が行われ 付け儀礼に組み込まれるかたちで、島に到着した国王の歓迎が下敷きとなったテーラーガーミが行われ、翌日の八 込まれている午年に限っては、その矛盾が生じない点を指摘しておきたい。すなわち、午年には、八月一〇日に名 ことについては、 国王一行を村境で迎える儀礼が基盤になっているとした場合、儀礼の順序が前後している点は本仮説の弱点である 別稿で注意を促しておいたが [赤嶺 二〇〇四 二〇一]、テーラーガーミが名付け儀礼に組み

#### △注>

(1) 例えば、以下の記述がその一例である。「当日[ヨーカビーの日]島の全女性は、老婆も子供も全部含めて、 所で女達の御嶽から帰って来るのを待ちうけ、再びそこで男女入交って舞ふのである。子供達は新しい着物を 残らず御嶽に入り神歌を唱しながら舞ふのである。これに反し村に残された全ての男性は、 つけ父母や祖父母におんぽされて小旗をふり、そして一同は三味線に合して乱舞するのである」[鳥越 一九 御嶽から離れた場

2 内間」(一八五五)[『評定所文書』一〇 五〇一]、②「久高島下小 島の家号と姓に関わる以下の史料が確認できる。かっこ内は記事記載年である。①「久高村石嶺小 がある。また、『琉球王国評定所文書』[琉球王国評定所文書編集委員会編、 七一 ::::[0] **久高島の家号については、主として地割制との関わりという視点から別稿 [赤嶺 一九八四] で論じたこと** 之 西銘筑登之親雲上」(一八五六) 浦添市教育委員会』には、 之

[『評定所文書』一五 四一二]、③「外間村よくめ屋 内間筑登之親雲上」(一八五六)[『評定所文書』一二

| 六三]、④「久髙村東すのはん 之 西銘筑登之親雲上(一八五六)[『評定所文書』一二 一八九]、⑤

⑦「外間村大瀬(之)内間筑登之親雲上」(一八五六)[『評定所文書』一〇)六四八]、⑧「外間村登口小 之 かめ内間」(一八五六) [前掲]、⑥「外間村新謝名 之 むと内間」(一八五六) [前掲]、

掲]、⑩「久高村上之安室屋 之 内間にや」(一八五六)[前掲]、⑪「外間村はなし の 安里筑登之親雲上」 安里筑登之親雲上」(一八五六)[前掲]、⑨「久髙村東酉はん 之 西銘筑登之親雲上」(一八五六)[前

江暎船より御置候唐人等一件付渡海之御使者日記」という史料の中に、「知念間切久高島大里船」という用語 (一八五六) [『評定所文書』八 二六]。また、一八五三年から一八五四年にかけての文書を収録する「八重山

刻銘の墓碑に「使者 が見え [『評定所文書』六 五三六]、さらに中国福州市にある琉球人墓の、光緒六(明治一三、一八八〇)年 一九八三 八]、二つの史料に登場する「大里」は、久髙島に現存する家号の「大里」(ウプラトゥ) 貢船船頭久高島大里内間筑登之親雲上 墓」と記されていることが確認されているが

書』等に記載される家号に該当すると思われるものをかっこ内で示すと、以下の通りである。ハンシ(⑪の 'はなし」)、スルバン(④の「すのはん」および⑨の「酉はん」)、メーウプラトゥ(前「大里」)、ツンナーヤ

と判断される。なお、聞き取り調査によると、かつて唐船の船頭の出た家は以下に揚げた八軒で、『評定所文

(⑤の「富川屋」)、チマリヤ、スーヤー、浜ミンダカリ、ヤチャーミンダカリ。

(3) 但し、一九七八年の午年の八月行事を観察している畠山篤が「名付けに続く祭りとして、中一日(八月一一 依拠すると、一九七八年の午年にはテーラーガーミも行われていることになる。 日のヨーカ日)をおいて、八月一二日に太陽神が執り行われる」[畠山 二〇〇三 三三]と述べているのに

### <参考文献>

赤嶺政信

九八四 九八三「沖縄久高島の 「地割制社会における家―久髙島の事例を通して―」『沖縄民俗研究』五、 「門中」制―久高島村落祭祀組織理解のための予備的考察―」『民族学研究』 沖縄民俗研究会 四七一四

九九三「久髙島の祭祀組織―門中制との関わりを中心に―」『沖縄久髙島のイザイホ―』砂子屋書房

九九八「歴史のなかの沖縄―イザイホウ再考―」宮田登編『現代民俗学の視点第三巻:民俗の思想』 朝倉書店

男と女の民俗誌・序説」記念論集刊行会編『琉球・アジアの民俗と歴史

(比嘉政夫教授退官

記念論集)』榕樹書林

二〇〇二「久髙島

二〇〇四「王権にまなざされた島―沖縄・久高島」赤坂憲雄編『現代民俗誌の地平2権力』朝倉書店

新垣源勇

九八三「中国福州に眠る久髙島船頭」『広報ちねん』二六、知念村役場

小川 徹

九八五「久髙島民俗社会の基盤― 縄久髙島調査報告書』法政大学沖縄文化研究所 「地割組」 の組成分析―」 法政大学沖縄文化研究所久高島調査委員会編

戸沖

球陽研究会編

九七四『球陽―読み下し編―』角川書店

小島瓔禮

九七九 「歴史的概観」 沖縄県教育庁文化課編 『イザイホー調査報告書―久高島イザイホー民俗文化財特定調

## 查—』沖縄県教育委員会

一九九二「太陽の神と白馬の霊威―久高島のティーラーガーミ―の神歌―」『藝能』三四―一二、桜楓社

高良倉吉

一九八七『琉球王国の構造』吉川弘文館

田名真之

一九九八『近世沖縄の素顔』ひるぎ社

知念村史編集委員会編

一九八三『知念村史第一巻資料編―知念の文献資料―』知念村役場

鳥越憲三郎

九六五『琉球宗教史の研究』角川書店

一九七一(一九四一)「古代琉球村落に於ける巫女組織」 馬淵東一・小川徹編『沖縄文化論叢3民俗編Ⅱ』

平凡社

豊見山和行

一九九六「近世琉球史料『諸役増減』について」『琉球大学教育学部紀要』四八

畠山篤

二〇〇三「久髙島の名付けの祭祀世界」『奄美沖縄民間文芸学』三

比嘉康雄

一九九三 (a) 『神々の原郷久髙島 上』第一書房

一九九三 (b)『神々の原郷久高島 下』第一書房

比嘉康雄・谷川健一

一九七九『神々の島』平凡社

外間守善・玉城政美

一九八〇『南島歌謡大成I沖縄編上』角川書店

外間守善・波照間永吉編

一九九七『琉球国由来記』角川書店

一九八九『琉球王国評定所文書』二、琉球王国評定所文書編集委員会編

湧上元雄

二〇〇〇『沖縄民俗文化論』榕樹書林

**所文書』二、浦添市教育委員会**